

ランク区分の見直しの基礎とした 20 の指標(平成 16 年度)

I 所得・消費関係

- ① 1人当たりの県民所得
「県民経済計算年報」内閣府(平成9～13年)
- ② 雇用者1人当たりの雇用者報酬
「県民経済計算年報」内閣府(平成9～13年)
- ③ 都道府県庁所在都市別2人以上世帯の1か月当たりの支出
「家計調査年報」総務省(平成11～15年)
- ④ 都道府県庁所在都市別消費者物価地域差指数
「消費者物価指数年報」総務省(平成11～15年)
- ⑤ 都道府県庁所在都市別標準生計費
「人事院給与勧告資料」人事院(平成11～15年)

II 給与関係

- ⑥ 1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省(平成11～15年)
- ⑦ 常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)
「毎月勤労統計調査－地方調査－」厚生労働省(平成11～15年)
- ⑧ 常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1～29人(製造業99人))
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省(平成12～16年)
- ⑨ 常用労働者1人1時間当たりきまって支給する現金給与額(1～4人)
「毎月勤労統計調査特別調査」厚生労働省(平成11～15年)
- ⑩ パートタイム女性労働者の1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省(平成11～15年)

- ⑪ 常用労働者 1 人 1 時間当たりきまって支給する現金給与における第 1・二十分位数（1～4 人）
「毎月勤労統計調査特別調査」厚生労働省（平成 11～15 年）
- ⑫ 1 人 1 時間当たり所定内給与における第 1・二十分位数（5～9 人、10～29 人）
「賃金構造基本統計調査特別集計結果」厚生労働省（平成 11～15 年）
- ⑬ 常用労働者 1 人 1 時間当たり所定内給与における第 1・二十分位数（1～29 人（製造業 99 人））
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省（平成 12～16 年）
- ⑭ 新規高校学卒者の初任給（10 人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 11～15 年）
- ⑮ 中小・中堅企業春季賃上げ妥結額（1000 人未満）
「中小企業労働情報」厚生労働省（平成 11～15 年）

Ⅲ 企業経営関係

- ⑯ 1 就業者当たり年間製造品出荷額（4 人以上）
「工業統計表」経済産業省（平成 10～14 年）
- ⑰ 1 有業者当たり年間出来高（建設業）
「建設総合統計年度報」国土交通省（平成 10～14 年）
「就業構造基本統計調査」総務省（平成 14 年）
- ⑱ 1 就業者当たり年間販売額（卸売業、小売業）
「商業統計表」経済産業省（平成 11 年及び 14 年）
- ⑲ 1 就業者当たり年間売上高（一般飲食店）
「商工業実態基本調査」通産省（平成 10 年）
- ⑳ 1 就業者当たり年間事業収入額（サービス業）
「サービス業基本調査」総務庁（平成 11 年）